発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024年６月27日
【発行者の名称】	株式会社タイヨーパッケージ （TaiyoPackage Co., Ltd.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　楠　流維
【本店の所在の場所】	富山県中新川郡立山町利田183番地１
【電話番号】	076-464-2300
【事務連絡者氏名】	取締役副社長　稲井田　勝
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本Ｍ＆Ａセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役　竹内　直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/groups/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所　TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社タイヨーパッケージ https://taiyopackage.co.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp

【投資者に対する注意事項】

1　TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部　第３　４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第 21 条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第 27 条の 34 において準用する法第 22 条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3　TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。

4　東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第１ 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第82期（中間）	第80期	第81期
決算年月		自2023年10月1日 至2024年3月31日	自2021年10月1日 至2022年9月30日	自2022年10月1日 至2023年9月30日
売上高	（千円）	1,968,947	3,591,354	3,842,282
経常利益	（千円）	110,007	26,360	102,565
中間（当期）純利益	（千円）	72,065	15,884	64,405
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	－	－	－
資本金	（千円）	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数	（株）	310,000	1,550,000	1,550,000
純資産額	（千円）	1,160,384	1,150,379	1,150,318
総資産額	（千円）	4,529,192	4,786,048	4,418,042
１株当たり純資産額	（円）	3,743.18	3,710.90	3,710.71
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	－ （－）	40 （－）	40 （－）
１株当たり中間（当期）純利益	（円）	232.47	69.78	207.76
潜在株式調整後 １株当たり中間（当期）純利益	（円）	－	－	－
自己資本比率	（％）	25.6	24.0	26.0
自己資本利益率	（％）	6.2	1.7	5.6
株価収益率	（倍）	－	－	－
配当性向	（％）	－	390.3	96.3
営業活動による キャッシュ・フロー	（千円）	△70,207	△63,403	826,004
投資活動による キャッシュ・フロー	（千円）	△30,038	△368,274	△127,064
財務活動による キャッシュ・フロー	（千円）	92,249	416,940	△615,868
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（千円）	320,644	245,570	328,641
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕	（名）	189 〔２〕	203 〔４〕	192 〔９〕

（注）１．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

２．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

３．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

４．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

５．株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

６．第81期の財務諸表及び第82期中間期の中間財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第５項の規定に基づき、ＯＡＧ監査法人の監査を受けておりますが、第80期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

７．2024年３月11日開催の臨時株主総会決議により、2024年３月11日付で普通株式５株を１株に併合する株式併合を実施しておりますが、第80期の期首に当該株式併合が実施されたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり中間（当期）純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

（1）発行者の状況

2024年3月31日現在

従業員数(名)
189〔2〕

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2．当社が展開する事業は、医薬品パッケージを軸とした包材の製造及び包装の受託並びにこれら附帯業務（以下、「包材製造・受託包装」という。）の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（2）労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第３ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

（１）業績

当中間会計期間におけるわが国の主要な状況は、以下の通りでした。

【政治】 岸田政権とバイデン政権が４年目を迎え、日米ともに任期終了が近づいてきている。

【経済】 日経平均株価 30,487～41,087 円：NISA の買い行動等、複数要因により上昇

為替 １ドル 140.83～151.64 円：日米金利差の長期化等の要因により円安が進行

【社会】 COVID-19 パンデミックへの意識が薄れ、人の往来が活発化したことでインバウンド需要が回復した。

【技術】 文章や画像の生成 AI が急激に成長し、製造現場だけでなくオフィスワークの省力化でも活用され始めた。

当社の主要顧客の市場である医薬品業界における医療用医薬品（処方箋薬）は、複数企業での業務停止による生産遅延が散見され、厚生労働省は日本国内の医薬品の枯渇回避に奔走している状態が続いています。しかし、円安による原薬の高騰に加え、度重なる薬価低減が薄利を招き、人手不足も相まって増産が出来ないジレンマに陥っていると推測されます。一方で、自粛生活によって風邪薬や胃腸薬などの販売量が減少していた一般用医薬品（OTC）は、外出の機会やインバウンド需要の増加により販売量が回復しました。

当社が属する医薬品等包材を製造する印刷業界では、主要サプライヤーである製紙業界からのパルプ等の輸入品、エネルギーコスト、物流費の上昇による値上要求があり、その他副資材も同様でした。競合の少なさとスイッチングコストの高さを活かし、高品質な印刷物を高単価で販売して来たこの業界は、価格交渉の文化が希薄なため、各社の値上げが順調に進まず、薄利になるケースが多発していました。尚、参入障壁の高さから目立った新規参入は無く、脅威と成る代替品の登場もありませんでした。

このような中、当社は、前事業年度の第３四半期から第４四半期にかけて発生した原材料高騰によって生じた値上げ交渉について、顧客との良好な関係性を活かして交渉を進めていたものの、その一部が前事業年度中に完了しきれていなかった経緯がありましたが、当中間会計期間において全て完了することができました。

更に、前事業年度に取得した医薬品（包装・表示・保管）、医薬部外品（包装・表示・保管）、化粧品（包装・表示・保管）の製造業許可や健康食品 GMP の認証により、健康食品向けの受託包装が堅調に推移していることに加え、新たに医薬品の受託包装も始まっており、新規領域での売上拡大が順調に進んでおります。また、数年前から取り組んでいる IT ツールを活用した営業活動や、製造オペレーションの改善、製造マシン自体の開発による省力化も順調に進んでおり、更に生産性を高めることができました。

これらの結果、売上高は 1,968 百万円、営業利益は 109 百万円、経常利益は 110 百万円、中間純利益は 72 百万円となりました。

なお、当社は当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析を行っておりません。また、当社は包材製造・受託包装の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（２）キャッシュ・フローの状況

当中間会計期末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は 320 百万円となり、前事業年度末に比べ 7 百万円減少いたしました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果減少した資金は 70 百万円となりました。これは主に税引前中間純利益 112 百万円、減価償却費 172 百万円、売上債権の増加 223 百万円、未払消費税等の減少 54 百万円、法人税等の支払額 46 百万円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果減少した資金は 30 百万円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出 27 百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果増加した資金は92百万円となりました。これは主に長期借入れによる収入400百万円、長期借入金の返済による支出244百万円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間会計期間における生産実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)
包材製造・受託包装	1,355,319
合計	1,355,319

(注) 1．報告セグメントは、包材製造・受託包装のみであります。

2．当社は、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期実績との比較は行っておりません。

(2) 受注実績

当中間会計期間における受注実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	受注残高(千円)
包材製造・受託包装	1,758,636	129,931
合計	1,758,636	129,931

(注) 1．金額は、販売価格によっております。

2．報告セグメントは、包材製造・受託包装のみであります。

3．当社は、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期実績との比較は行っておりません。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)
包材製造・受託包装	1,968,947
合計	1,968,947

(注) 1．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当中間会計期間 (自　2023年10月1日 至　2024年3月31日)	
	販売高(千円)	割合 (%)
日医工株式会社	249,278	12.7

2．割合が10%未満の相手先については記載しておりません。

3．報告セグメントは、包材製造・受託包装のみであります。

4．当社は、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期実績との比較は行っておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は 2024 年５月 24 日に提出した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market への上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。

当社は、本書公表日現在において、株式会社日本M＆Aセンターとの間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser 契約解除に関する条項＞

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M＆Aセンター（以下、「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態にある場合において、１年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「２年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続、更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」（以下、「私的整理に関するガイドライン」という。）に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、２年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める１年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（ａ）及び（ｂ）に定める書面に基づき行うものとする。

（ａ）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ　法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合　当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ　産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合　当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ　私的整理に関するガイドラインに基づく整理を行う場合　当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（ｂ）本号ただし書に規定する１年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合　甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合　甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

ｃ　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）　甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次のａからｃまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

ａ　次の（ａ）又は（ｂ）に定める場合に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に定める事項に該当すること。

（ａ）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合　当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（ｂ）甲が前号ｃに規定する合意を行った場合　当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

ｂ　当該再建計画に次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる事項が記載されていること。

（ａ）TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

（ｂ）前ａの（ａ）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（ｂ）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（ａ）又は（ｂ）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

（ａ）TOKYO PRO Market の上場株券等

（ｂ）特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

ｂ　甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

ｃ　甲が、前ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（ｉ　非上場会社を完全子会社とする株式交換、ｉの 2 非上場会

社を子会社とする株式交付、ii　会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii　非上場会社からの事業の譲受け、iv　会社分割による他の者への事業の承継、v　他の者への事業の譲渡、vi　非上場会社との業務上の提携、vii　第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii　その他非上場会社の吸収合併又はⅰからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

ａ　甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

ｂ　甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

ａ　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下、「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

ｂ　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

ｃ　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

ｄ　TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

ｅ　TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

ｆ　議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

ｇ　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

①甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は 、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、１ヵ月間の期間を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

②前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、１ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

③本契約を解除する場合、特段の事情のない限り、乙は予め本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当中間会計期間における研究開発費の総額は8,216千円となっております。

当社は現在、製造工程全般における省人化と充填技術を主として研究開発活動を行っておりますが、今後は研究開発費を増加して更に積極的に研究開発を継続しつつも、小さなコストで大きな成果を挙げられるよう、効率的な活動を目指してまいります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

この中間財務諸表において採用している重要な会計方針は、「第６【経理の状況】【中間財務諸表等】（１）【中間財務諸表】【注記事項】（重要な会計方針）」に記載のとおりであります。

（2）財政状態の分析

(資産の部)

総資産は4,529百万円となり、前事業年度末に比べ111百万円増加いたしました。

その内、流動資産につきましては1,633百万円と、前事業年度末に比べ237百万円増加いたしました。その主な要因は、売掛金並びに電子記録債権の増加によるものです。また固定資産につきましては、2,895百万円と、前事業年度末に比べ126百万円減少いたしました。その主な要因は、有形固定資産の減少によるものです。

(負債の部)

総負債は3,368百万円となり、前事業年度末に比べ101百万円増加いたしました。

その内、流動負債につきましては1,172百万円と、前事業年度末に比べ15百万円減少いたしました。その主な要因は、未払消費税等の減少によるものです。また固定負債につきましては2,196百万円と、前事業年度末に比べ116百万円増加しました。その主な要因は、長期借入金の増加によるものです。

(純資産の部)

純資産は1,160百万円となり、前事業年度末に比べ10百万円増加いたしました。この結果、当中間会計期間末の自己資本比率は、25.6%となりました。

（3）経営成績の分析

「1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

（4）キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第４ 【設備の状況】

１ 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

２ 【設備の新設、除却等の計画】

（１）重要な設備の新設等

当中間会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改装、除却、売却等の計画はありません。

（２）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第５ 【発行者の状況】

１ 【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	中間会計期間末現在発行数(株)（2024年３月31日）	公表日現在発行数(株)（2024年６月27日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,240,000	930,000	310,000	310,000	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	単元株式数100株
計	1,240,000	930,000	310,000	310,000	－	－

（注）１．2024年３月11日開催の臨時株主総会決議により、2024年３月11日付で普通株式５株を１株に併合する株式併合に伴う定款変更が行われたため、発行可能株式総数が4,760,000株減少し、1,240,000株となっております。

２．2024年３月11日開催の臨時株主総会決議により、2024年３月11日付で普通株式５株を１株に併合する株式併合に伴う定款変更が行われたため、また、2024年３月11日付で普通株式５株を１株に併合する株式併合を実施しており、未発行株式数は3,520,000株減少し、930,000株となっております。

３．2024年３月11日開催の臨時株主総会決議により、2024年３月11日付で普通株式５株を１株に併合する株式併合を実施しており、発行済株式総数は1,240,000株減少し、310,000株となっております。

４．2024年３月11日開催の臨時株主総会決議により、2024年３月11日付で１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を導入しておりますが、当中間会計期間末における新株予約権の目的となる株式の総数は、０株です。

（６）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高（千円）
2024年３月11日（注）	△1,240,000	310,000	－	100,000	－	55,000

（注）2024年３月11日開催の臨時株主総会決議により、2024年３月11日付で普通株式５株を１株に併合する株式併合を実施しており、発行済株式総数は1,240,000株減少し、310,000株となっております。

（7）【大株主の状況】

2024年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
楠　流維（注）1、4	富山県富山市	166,200	53.61
楠　行博（注）2、4	富山県富山市	51,600	16.65
稲井田　勝（注）3、4	富山県富山市	31,400	10.13
日医工株式会社（注）4	富山県富山市総曲輪1丁目6番	24,000	7.74
王子マテリア株式会社（注）4	東京都中央区銀座5丁目12番	20,000	6.45
楠　晴行（注）4	茨城県土浦市	2,600	0.84
酒井　博行（注）4、5	富山県富山市	2,000	0.65
堀田　篤志（注）4、5	富山県富山市	1,400	0.45
高沼　美昭（注）4、5	富山県富山市	1,000	0.32
佐伯　浩一（注）4、5	富山県富山市	1,000	0.32
坂東　正法（注）4、5	東京都杉並区	1,000	0.32
小川　剛（注）4、5	富山県富山市	1,000	0.32
森綱　英世（注）4、5	富山県魚津市	1,000	0.32
笹倉　大輔（注）4、5	富山県富山市	1,000	0.32
髙田　翼（注）4、5	富山県滑川市	1,000	0.32
清水　謙介（注）4、5	大阪府守口市	1,000	0.32
山崎　高裕（注）4、5	富山県富山市	1,000	0.32
高橋　浩（注）4、5	富山県富山市	1,000	0.32
平野　真司（注）5	富山県富山市	400	0.13
寺島　彰吾（注）5	富山県富山市	400	0.13
計	－	310,000	100.00

（注）1．特別利害関係者等（当社の代表取締役）
2．特別利害関係者等（当社役員の二親等以内の親族）
3．特別利害関係者等（当社の取締役）
4．特別利害関係者等（大株主上位10名）
5．当社従業員
6．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
7．2024年3月11日開催の臨時株主総会決議により、2024年3月11日付で普通株式5株を1株に併合する株式併合を実施しており、上記所有株式数は当該株式併合後の所有株式数を記載しております。

（８）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2024年３月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式(自己株式等)	－	－	－
議決権制限株式(その他)	－	－	－
完全議決権株式(自己株式等)	－	－	－
完全議決権株式(その他)	普通株式 310,000	3,100	－
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	普通株式 310,000	－	－
総株主の議決権	－	3,100	－

（注）１．2024年３月11日開催の臨時株主総会決議により、2024年３月11日付で普通株式５株を１株に併合する株式併合を実施しており、上記株式数及び議決権の数につきましては、当該株式併合後の株式数及び議決権の数を記載しております。

２．2024年３月11日開催の臨時株主総会決議により、2024年３月11日付で１単元を100株とする単元制度を採用しております。

②【自己株式等】

該当事項はありません。

２【株価の推移】

当社株式は、2024年６月27日付で東京証券取引所（TOKYO PRO Market）へ新規に上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

３【役員の状況】

前事業年度の発行者情報の公表後、当中間会計期間に係る発行者情報の公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第６ 【経理の状況】

１ 中間財務諸表の作成方法について

（１）当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1977年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。

（２）当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

（３）当社は、当中間会計期間（2023年10月１日から 2024年３月31日まで）より中間財務諸表を作成しているため、前中間会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

２ 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、当中間会計期間（2023 年 10 月１日から 2024 年３月 31 日まで）の中間財務諸表について、ＯＡＧ監査法人による中間監査を受けております。

３ 中間連結財務諸表について

当社は、子会社はありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

（１）【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2023年９月30日）		当中間会計期間 （2024年３月31日）	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		328,641		320,644
受取手形	※１、※２	8,315	※１、※２	22,825
電子記録債権	※１、※２	93,985	※１、※２	257,229
売掛金		582,269		628,081
商品及び製品		109,277		130,799
仕掛品		66,713		61,472
原材料及び貯蔵品		189,192		197,416
前払費用		12,005		10,967
その他		5,943		4,110
貸倒引当金		△10		－
流動資産合計		1,396,334		1,633,548
固定資産				
有形固定資産				
建物（純額）	※３、※４	1,304,379	※３、※４	1,266,530
構築物（純額）	※３、※４	105,564	※３、※４	102,204
機械及び装置（純額）	※３、※４	786,156	※３	720,584
車両運搬具（純額）	※３	1,155	※３	866
工具、器具及び備品（純額）	※３	32,277	※３	36,269
土地	※４	620,429	※４	620,429
リース資産（純額）	※３	10,611	※３	8,999
建設仮勘定		18,535		5,940
有形固定資産合計		2,879,107		2,761,823
無形固定資産				
ソフトウェア		73,523		67,657
ソフトウェア仮勘定		24,267		27,275
無形固定資産合計		97,790		94,933
投資その他の資産				
投資有価証券		6,948		4,330
出資金		19,690		19,370
従業員に対する長期貸付金		900		1,500
長期前払費用		7,869		4,971
破産更生債権等		－		2,200
その他		9,401		8,716
貸倒引当金		－		△2,200
投資その他の資産合計		44,809		38,887
固定資産合計		3,021,708		2,895,644
資産合計		4,418,042		4,529,192

（単位：千円）

	前事業年度 （2023年9月30日）		当中間会計期間 （2024年3月31日）	
負債の部				
流動負債				
電子記録債務	※2	228,452	※2	209,545
買掛金		181,113		180,121
１年内返済予定の長期借入金	※4	461,315	※4	486,029
リース債務		3,389		3,389
未払金		18,293		30,544
未払費用		138,647		151,857
未払法人税等		46,248		52,909
未払消費税等		82,315		27,985
その他		28,344		29,930
流動負債合計		1,188,120		1,172,311
固定負債				
長期借入金	※4	1,944,996	※4	2,076,226
リース債務		7,992		6,297
繰延税金負債		126,614		113,972
固定負債合計		2,079,603		2,196,496
負債合計		3,267,723		3,368,808
純資産の部				
株主資本				
資本金		100,000		100,000
資本剰余金				
資本準備金		55,000		55,000
資本剰余金合計		55,000		55,000
利益剰余金				
利益準備金		9,140		9,140
その他利益剰余金				
固定資産圧縮積立金		42,163		41,253
特別償却準備金		236,159		196,150
繰越利益剰余金		707,855		758,841
利益剰余金合計		995,318		1,005,384
株主資本合計		1,150,318		1,160,384
純資産合計		1,150,318		1,160,384
負債純資産合計		4,418,042		4,529,192

②【中間損益計算書】

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自　2023年10月1日 至　2024年3月31日）
売上高	1,968,947
売上原価	1,543,285
売上総利益	425,661
販売費及び一般管理費	316,536
営業利益	109,124
営業外収益	
作業くず売却益	15,960
雑収入	1,123
営業外収益合計	17,084
営業外費用	
減価償却費	4,581
支払利息	7,256
手形譲渡損	996
雑損失	3,367
営業外費用合計	16,201
経常利益	110,007
特別利益	
固定資産売却益	※1　1,419
助成金収入	700
投資有価証券売却益	1,829
特別利益合計	3,949
特別損失	
災害損失	1,741
特別損失合計	1,741
税引前中間純利益	112,215
法人税、住民税及び事業税	52,791
法人税等調整額	△12,641
法人税等合計	40,149
中間純利益	72,065

③【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間　（自　2023年10月1日　至　2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本									純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	100,000	55,000	55,000	9,140	42,163	236,159	707,855	995,318	1,150,318	1,150,318
当中間期変動額										
利益剰余金の配当							△62,000	△62,000	△62,000	△62,000
中間純利益							72,065	72,065	72,065	72,065
圧縮積立金の取崩					△910		910	－	－	－
特別償却準備金の取崩						△40,008	40,008	－	－	－
当中間期変動額合計	－	－	－	－	△910	△40,008	50,985	10,065	10,065	10,065
当中間期末残高	100,000	55,000	55,000	9,140	41,253	196,150	758,841	1,005,384	1,160,384	1,160,384

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自　2023年10月1日 至　2024年3月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	112,215
減価償却費	172,108
助成金収入	△700
固定資産除売却損益（△は益）	△1,419
投資有価証券売却損益（△は益）	△1,829
災害損失	1,741
貸倒引当金の増減額（△は減少）	2,190
支払利息	7,256
売上債権の増減額（△は増加）	△223,565
棚卸資産の増減額（△は増加）	△26,065
仕入債務の増減額（△は減少）	△19,899
未払消費税等の増減額（△は減少）	△54,330
その他	14,778
小計	△17,520
利息の支払額	△7,256
助成金の受入れによる収入	700
法人税等の支払額	△46,130
営業活動によるキャッシュ・フロー	△70,207
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△27,196
有形固定資産の売却による収入	5,019
無形固定資産の取得による支出	△12,796
投資有価証券の売却による収入	4,498
その他	436
投資活動によるキャッシュ・フロー	△30,038
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	400,000
長期借入金の返済による支出	△244,056
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△1,694
配当金の支払額	△62,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	92,249
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△7,996
現金及び現金同等物の期首残高	328,641
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 320,644

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、取得原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品、製品、主要原材料（商品）	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
主要原材料（原紙）	先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
その他	月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備・構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～35年
建物附属設備	３年～18年
構築物	10年～45年
機械及び装置	10年
車両運搬具	４年～５年
工具、器具及び備品	２年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めのあるものについては当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 顧客との契約に基づき履行義務を識別し、約束した財やサービスなどの支配が顧客に移転した時点で当社の履行義務が充足されると判断して、当該財やサービスなどと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

② 取引の対価は、支配が顧客に移転した時点から主として１年以内に回収するものとし、重要な金融要素を含んでいないかを検証しております。

③ 製品の製造、商品の仕入れ、製品・商品の販売等を行うに当たり、顧客との契約の中で当社が製品・商品を引渡した時点において顧客が支配を獲得し、当社の履行義務が充足されると判断した時点において収益を認識しております。なお、国内販売においては、出荷時から製品・商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点において収益を認識するものとしております。

５．中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手元現金、随時引き出し可能な預金、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（中間貸借対照表関係）

※１　受取手形割引高及び電子記録債権割引高

	前事業年度 （2023年９月30日）	当中間会計期間 （2024年３月31日）
受取手形割引高	70,212千円	57,212千円
電子記録債権割引高	542,914千円	382,841千円
計	613,127千円	440,053千円

※２　期末日満期手形、電子記録債権及び電子記録債務

期末日満期手形、電子記録債権及び電子記録債務の会計処理については、前事業年度及び当中間会計期間の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。期末日満期手形、電子記録債権及び電子記録債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 （2023年９月30日）	当中間会計期間 （2024年３月31日）
受取手形	9,221千円	11,843千円
電子記録債権	45,064千円	24,378千円
電子記録債務	59,077千円	66,129千円

※３　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2023年９月30日）	当中間会計期間 （2024年３月31日）
有形固定資産の減価償却累計額	4,561,260千円	4,604,875千円

※４　担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 （2023年９月30日）	当中間会計期間 （2024年３月31日）
建物	1,303,609千円	1,265,798千円
構築物	105,564千円	102,204千円
機械及び装置	3,198千円	－千円
土地	620,229千円	620,229千円
計	2,032,600千円	1,988,231千円

	前事業年度 （2023年９月30日）	当中間会計期間 （2024年３月31日）
１年内返済予定の長期借入金	346,802千円	367,804千円
長期借入金	1,738,915千円	1,877,344千円
計	2,085,717千円	2,245,148千円

（中間損益計算書関係）

※１　固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	当中間会計期間 （自　2023年10月１日 至　2024年３月31日）
機械及び装置	1,349千円
車両運搬具	69千円
計	1,419千円

２　減価償却実施額

	当中間会計期間 （自　2023年10月１日 至　2024年３月31日）
有形固定資産	155,434千円
無形固定資産	16,510千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自　2023年10月１日　至　2024年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間 株式数（株）
普通株式	1,550,000	－	1,240,000	310,000
合計	1,550,000	－	1,240,000	310,000

（変動理由）

当中間会計期間における1,240,000株の減少は、2024年３月11日開催の臨時株主総会決議により、2024年３月11日付で普通株式５株を１株に併合する株式併合を実施したためであります。

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

（１）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たりの配当額（円）	基準日	効力発生日
2023 年 12 月 26 日開催の定時株主総会	普通株式	利益剰余金	62,000	40	2023 年９月 30 日	2023 年 12 月 27 日

（注）2024 年３月 11 日開催の臨時株主総会決議により、2024 年３月 11 日付で普通株式５株を１株に併合する株式併合を実施いたしました。１株当たりの配当額につきましては、当該株式併合前の金額を記載しております。

（２）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間（自　2023 年 10 月１日　至　2024 年３月 31 日）
現金及び預金勘定	320,644 千円
預入期間が３か月を超える定期預金	－
現金及び現金同等物	320,644 千円

（リース取引関係）

１．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

（１）リース資産の内容

有形固定資産

全事業共通の設備（車両運搬具並びに工具、器具及び備品）であります。

（２）リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「２．固定資産の減価償却の方法　③リース資産」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表（貸借対照表）計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年９月30日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
負債			
長期借入金（１年内返済予定を含む）	2,406,311	2,324,534	△81,776
リース債務	11,382	11,185	△197

当中間会計期間（2024年３月31日）

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
負債			
長期借入金（１年内返済予定を含む）	2,562,255	2,485,552	△76,702
リース債務	9,687	9,570	△117

（注）１．現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、電子記録債務、買掛金、未払金については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

２．市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表（貸借対照表）計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	前事業年度 （2023年９月30日）	当中間会計期間 （2024年３月31日）
非上場株式	6,948	4,330
出資金	19,690	19,370

３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品

前事業年度（2023年9月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（2024年3月31日）

該当事項はありません。

（2）時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2023年9月30日）

区分	時価			
	レベル1 （千円）	レベル2 （千円）	レベル3 （千円）	合計 （千円）
長期借入金	－	2,324,534	－	2,324,534
リース債務	－	11,185	－	11,185

当中間会計期間（2024年3月31日）

区分	時価			
	レベル1 （千円）	レベル2 （千円）	レベル3 （千円）	合計 （千円）
長期借入金	－	2,485,552	－	2,485,552
リース債務	－	9,570	－	9,570

（注）1．時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金及びリース債務

時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（収益認識関係）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間（自　2023年10月1日　至　2024年3月31日）

当社は、包材製造・受託包装の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	包材製造・受託包装事業
主要な財又はサービスのライン	
包材製造	1,945,656
受託包装	23,291
顧客との契約から生じる収益	1,968,947
その他の収益	－
外部顧客への売上高	1,968,947

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「（重要な会計方針）4．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

当社の契約資産及び契約負債については、残高の重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。

②残存履行義務に配分した取引価額

当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価額に含まれていない重要な金額はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、包材製造・受託包装の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間（自　2023年10月１日　至　2024年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦以外の顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
日医工株式会社	249,278	包材製造・受託包装

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間会計期間（自　2023年10月１日　至　2024年３月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間会計期間（自　2023年10月１日　至　2024年３月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間会計期間（自　2023年10月１日　至　2024年３月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当中間会計期間（自　2023年10月１日　至　2024年３月31日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （2023年９月30日）	当中間会計期間 （2024年３月31日）
１株当たり純資産額	3,710円71銭	3,743円18銭

（注）2024年３月11日開催の臨時株主総会決議により、2024年３月11日付で普通株式５株を１株に併合する株式併合を実施しておりますが、前事業年度の期首に当該株式併合が実施されたと仮定し、１株当たり純資産額を算定しております。

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 （自　2023年10月１日 至　2024年３月31日）
１株当たり中間純利益(千円)	232円47銭
（算定上の基礎）	
中間純利益	72,065
普通株主に帰属しない金額(千円)	－
普通株式に係る中間純利益(千円)	72,065
普通株式の期中平均株式数(株)	310,000

（注）１．2024年３月11日開催の臨時株主総会決議により、2024年３月11日付で普通株式５株を１株に併合する株式併合を実施しておりますが、当事業年度の期首に当該株式併合が実施されたと仮定し、普通株式の期中平均株式数及び１株当たり中間純利益を算定しております。

２．潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（２）【その他】

該当事項はありません。

第７ 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第１ 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024 年 6 月 27 日

株式会社タイヨーパッケージ

取締役会　御中

ＯＡＧ監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員　　公認会計士　　今 井 基 喜

指定社員
業務執行社員　　公認会計士　　田 中 荘 治

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社タイヨーパッケージの 2023 年 10 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日までの第 82 期事業年度の中間会計期間（2023 年 10 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タイヨーパッケージの 2024 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2023 年 10 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚

偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。